平成２６年（フ）第１６０号
川崎市宮前区南平台５番４―406号　市営住宅
債務者　鈴木　芳弘
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続開始中更正

平成２６年（フ）第６号
愛媛県今治市松本町５丁目２番地３
破産者　アキラ産業有限会社
1　主文　当裁判所が平成26年２月26日午後３時になした破産手続開始決定中、破産者の代表者につき「代表者取締役」とあるのを「代表者代表取締役」と更正する。
2　決定年月日　平成26年５月28日
松山地方裁判所今治支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１７２５号
名古屋市東区白壁１丁目１番地　名古屋拘置所内、住民票上の住所愛知県あま市木田申尾８番地15　グランツハイム202号
破産者　大門多美江
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６４５号
福岡市中央区大宮２丁目２番18―307号
破産者　有限会社アンジュ
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７４２号
福岡市中央区天神１丁目15番35号
破産者　サクラス株式会社
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６７号
福岡市中央区清川１丁目１番26―1002号
破産者　サンズ株式会社
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５８号
埼玉県春日部市八丁目27番地
破産者　大作木材株式会社
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
埼玉県三郷市早稲田４丁目11番地５
破産者　株式会社ＨｅｎＺ　ｃｒｅａｔｅ
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
埼玉県八潮市緑町４丁目25番地９
破産者　有限会社小賀製作所
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
相模原市中央区相模原６丁目18番８号
破産者　合資会社大貫洋品店
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１２２号
岡山市南区西市120番地３　セジュール尾銭Ｂ―102
破産者　小川　和子
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８５号
広島市西区草津港１丁目８番１号
破産者　株式会社マルサン青果卸センター
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町８番11号
破産者　株式会社安田組
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第９４号
鳥取県鳥取市南栄町33番地22
破産者　サンダイス工業有限会社
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１０３２号
福岡市中央区天神１丁目15番５号
破産者　有限会社愛生堂ファーマシー
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４０４号
福岡市南区柏原４丁目20番35号
破産者　株式会社コータケ
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５６２号
福岡市博多区博多駅東２丁目４番31号
破産者　株式会社コスモアクト
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０９８号
福岡県春日市春日原東町３丁目37番地の１
破産者　株式会社福岡旅行
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５１号
長野県飯田市松尾代田565番地７
破産者　有限会社ジェイ・ビィー
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１１０号
岐阜県多治見市赤坂町９丁目80番地の２
破産者　株式会社ナビフ
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部